

岡山県公報		発行 岡山県		目次
				
目次		担当課（室）		
○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定		障害福祉課		
○ 保安林の解除予定		治山課		
○ 保安林の指定の解除		〃		
○ 〃		〃		
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除		防災砂防課		
○ 土砂災害警戒区域等の指定		〃		
【公告】				
○ 岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞		水産課		
○ 道路の位置の指定		建築指導課		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		〃		
○ 〃		〃		
○ 〃		〃		
○ 〃		〃		
【選挙管理委員会】				
○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数		選挙管理委員会		

◎岡山県告示第四百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

令和元年九月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	指定年月日
一般財団法人共愛会	吉田郡鏡野町吉原 3 1 2	小規模多機能型居宅介護気楽亭	吉田郡鏡野町吉原 3 3 6	R 1 . 7 . 1

令和元年9月13日 岡山県公報 第12126号

◎岡山県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和元年九月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

岡山市南区郡字甲之峰二五一五の二二、字横尾二五二七の二二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年九月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

笠岡市今立字宮迫一二五五の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び笠岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年九月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

笠岡市今立字宮迫一二五五の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び笠岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和元年9月13日 岡山県公報 第12126号

◎岡山県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年九月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 解除に係る保安林の所在場所
倉敷市大畠一〇一の二五
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

令和元年9月13日 岡山県公報 第12126号

◎岡山県告示第四百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、総社市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和元年九月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太		
箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇八K影〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K種井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K種井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K種井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K種井〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K種井〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和元年9月13日 岡山県公報 第12126号

二〇八K中尾〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K福谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K福谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八D影〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇一六	土石流	次の図のとおり

令和元年9月13日 岡山県公報 第12126号

二〇八D影〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇八D種井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D種井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D種井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇八D秦〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D秦〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D秦〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇一〇	土石流	次の図のとおり

二〇八D 福谷〇一一

土石流

次の図のとおり

二〇八D 福谷〇一二

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山

県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年9月13日 岡山県公報 第12126号

◎岡山県告示第四百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、総社市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年九月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域		
箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇八K影〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K種井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K種井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K種井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K種井〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K種井〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和元年9月13日 岡山県公報 第12126号

二〇八K中尾〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K福谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K福谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八D影〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇一八	土石流	次の図のとおり

令和元年9月13日 岡山県公報 第12126号

二〇八D影〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇八D種井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D種井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D種井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇八D秦〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D秦〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D秦〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇七	土石流	次の図のとおり

令和元年9月13日 岡山県公報 第12126号

二〇八D福谷〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇一二	土石流	次の図のとおり
二 土砂災害特別警戒区域		
箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に おける土砂災害防 止対策の推進に関 する法律施行令 (平成十三年政令 第八十四号)で定 める衝撃に関する 事項
二〇八K影〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K種井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K種井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K種井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K種井〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K種井〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和元年9月13日 岡山県公報 第12126号

二〇八K中尾〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K中尾〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K秦〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K福谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K福谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八D影〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇六	土石流	次の図のとおり

令和元年9月13日 岡山県公報 第12126号

二〇八D影〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇八D影〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇八D種井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D種井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D種井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇八D中尾〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇八D秦〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D秦〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D秦〇〇四	土石流	次の図のとおり

二〇八D原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇一二	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年9月13日 岡山県公報 第12126号

〔三六九〕岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十八条第三項及び同規則第五十条第三項において準用する同規則第四十八条第三項の規定による聴聞を行う。

令和元年九月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 聴聞を受ける者

岡山県倉敷市児島唐琴三丁目六番地五三 尾崎 高一

岡山県倉敷市下津井田之浦一丁目一三番地二〇 浅野 孝志

岡山県倉敷市児島柳田町五〇五番地二三 川邊 忠

岡山県浅口市寄島町一一二番地 三宅 一久

岡山県倉敷市下津井二丁目四番八一号 川上 龍雄

香川県坂出市櫃石三八八番地 伊勢 健二

香川県香川郡直島町四五六〇番地九 濱本 明

兵庫県たつの市御津町室津六八〇番地 榊本 雅之

二 期日

令和元年九月二十六日午前九時から

三 場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁七階水産課分室

〔三七〇〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年九月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号 指 定 年 月 日		道 路 の 位 置		道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇一八号 令和元年九月五日		浅口郡里庄町大字新庄字中須賀六〇 一番一、六一二番五、六一二番六、 六一二番八、六一四番一三、六〇一 番一地先道		六・〇〇〃 七・七〇	一〇八・九 八
				四・〇〇	一九・六七

令和元年 9 月 13 日 岡山県公報 第 12126 号

〔三七一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年九月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手延西三六八一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手四一六一二

上野 敏弘

三 許可番号

岡山県指令建指第六七号

令和元年9月13日 岡山県公報 第12126号

〔三七二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年九月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三輪字挟堤一七五―二、一七五―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市沖一七八―七

徳永 真也

徳永 歩

三 許可番号

岡山県指令建指第一五九号

令和元年9月13日 岡山県公報 第12126号

〔三七三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年九月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西郡字井領八五五―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡八三二―一ルミエールB二〇二号室

中村 直人

三 許可番号

岡山県指令建指第一二八号

令和元年9月13日 岡山県公報 第12126号

〔三七四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年九月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音三因字鋳物師谷九八六一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市玉島阿賀崎四丁目九一〇ラステイク小野二〇一号室

森谷 健人

三 許可番号

岡山県指令建指第一三〇号

令和元年9月13日 岡山県公報 第12126号

〔三七五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年九月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見二五三一―一、二五四―一、二五四―三、二五五―三、二五五―四、二五五―五、二五六―三、二五六―四、二五六―五、二五七―二、二六五―三、二六六―七、二六七―三、二六八―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

浅口市金光町占見新田四五五―三メゾン多々野二〇二

加賀 琢也

三 許可番号

岡山県指令建指第三二八号

◎岡山県選管告示第八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年九月十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、六六三
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九七、八八八
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八四、〇七九	高梁市	八、六七二

令和元年9月13日 岡山県公報 第12126号

総 社 市	井 原 市 ・ 小 田 郡	笠 岡 市	玉 野 市	勝津 山市・ 田 苦 郡 田 郡 郡	倉敷 市・都 窪 窪 郡 郡	岡 山 市 南 区	岡 山 市 東 区	岡 山 市 中 区
一八、 六八七	一五、 五二〇	一三、 八八二	一七、 一〇七	三六、 三四〇	一三四、 三五〇	四六、 四一四	二六、 四八七	四〇、 一一八
	久 米 郡	浅 口市・ 浅 浅 郡 口 郡	美 作市・ 英 英 郡 田 郡	真 庭市・ 真 真 郡 庭 郡	赤 磐 市	瀬 戸 内 市	備 前市・ 和 和 郡 気 郡	新 見 市
	五、 四八四	一二、 八八六	八、 三〇〇	一三、 一四二	一二、 二二二	一〇、 五五〇	一四、 〇〇六	八、 四四六